

保険業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第十三条の八 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該保険会社の親法人等</p> <p>二 当該保険会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 当該保険会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第三十七条の九第一項第四号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第十三条の八 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p>

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 外国保険会社等
- 二 少額短期保険業者
- 三 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。第三十九条第二号において同じ。）
- 四 株式会社商工組合中央金庫
- 五 信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会
- 九 共済水産業協同組合連合会
- 十 金融商品取引法第六十三条第五項（適格機関投資家等特例業務）に規定する特例業務届出者
- 十一 金融商品取引法第六十三条の九第四項（海外投資家等特例業務の届出等）に規定する海外投資家等特例業務届出者
- 十二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保

2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 十三（略）

その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。及び前各号に掲げる者を除く。)

十三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。)

イ 保険業

ロ 銀行法第二条第二項(定義)に規定する銀行業

ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3 法第百条の二の二第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等

二 当該保険会社の関連法人等

4 法第百条の二の二第四項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

(生命保険募集人に係る制限が適用されない場合)

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合(当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定め

3 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

(生命保険募集人に係る制限が適用されない場合)

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

あるものを含む。)であつて各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務(法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。)に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合にあつては、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該生命保険募集人が、内閣府令で定めるところにより法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に準ずるものとして内閣府令で定める措置を講ずる場合)とする。

一 当該生命保険募集人及びその使用人(当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときはその役員(法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。)及び使用人)のうちに、二以上の所属保険会社等のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するために、所要の知識等の修得をし、又は業務の適正な管理を行い得る者として金融庁長官の定める資格を有する者がいる場合

二 当該生命保険募集人が、当該生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。)として金融庁長官の定める者を所属保険会社等とすることにより二以上の所属保険会社等を有することとなる場合であつて、かつ、当該生命保険募集人が当該二以上の所属保険会社等のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行することができる状況に置かれていと認められる場合として金融庁長官の定める場合

一・二
(略)

(保証金の額)

第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が千万円に満たない場合は千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠償保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）が填補されるもの

(保証金の額)

第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、二千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が二千万円に満たない場合は二千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠償保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）がてん補されるもの

であること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失が填補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三 当該保険仲立人の業務開始の日又は改定日から一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

五 その他金融庁長官の定める要件

2

前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

のであること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失がてん補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三〇五 (略)

2

前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から二千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。